

公益信託制度改革に伴う所要の措置

税理士：小松原 稔通

| 目次 | 次 |
|--------------------------|----------------------------|
| はじめに.....20 | (1) 公益信託制度改革に伴う税制改正.....24 |
| 1 公益信託の制度改革の趣旨・背景.....20 | (2) 所得税・相続税.....24 |
| (1) 趣旨・背景.....20 | (3) 法人税.....24 |
| (2) 公益信託とは.....21 | 4 今後の影響の考察.....25 |
| 2 公益信託制度改革の内容.....21 | (1) 公益信託の利用の活性化.....25 |
| 3 公益信託制度改革に伴う税制改正.....24 | (2) 課題.....26 |

はじめに

令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）には、公益信託制度に伴う所要の措置を行うことが盛り込まれ、令和6年（2024年）通常国会に提出された所得税法等の一部を改正する法律等にも盛り込まれた。本稿では、公益信託制度改革に伴う税制改正の内容を解説するとともに、その影響について考えてみたい。

1 公益信託の制度改革の趣旨・背景

(1) 趣旨・背景

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下に置かれた「有識者会議」最終報告^{*1}によれば、政府がその実現に取り組んでいる「新しい資本主義」においては、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動の活性化を重視し、「民間も公的役割を担う社会」を実現することを、その柱の一つとして位置付けている。民間公益活動の中核である公益法人制度については、公益法人

^{*1} 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」最終報告（令和5年6月2日）

制度改革関連三法^{*2}が2006年（平成18年）に制定、2008年12月に施行され、各主務官庁の裁量により設立許可されていた仕組みが廃止され、民間有識者による合議体が審査し行政庁が公益認定を行う仕組みとなった。

一方、「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。」と、信託法（平成18年法律第108号）の改正の際に衆参両院の付帯決議がされた。これを受けて法務省法制審議会信託部会において2017年12月に「公益信託法の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、パブリックコメントに付されたのち、2019年2月14日法制審議会総会において「公益信託法の見直しに関する要綱（以下「要綱」という。）」として採択され、法務大臣に答申されたが、これまで実行されていなかった。

公益法人制度は2008年の新制度施行から十数年を経て、様々な課題が指摘されていたところ、「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針2023）」において「公益社団・財団法人制度を改革するため、2024年通常国会への関連法案の提出」をすすめられ、2025年度を目途に施行することが予定されている。また、公益信託制度につい

ては、2024年通常国会への改正法案の提出、2026年度を目途に施行することが予定されている^{*3}。

(2) 公益信託とは

公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）では、公益信託は「信託法（平成18年法律第108号）第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニシテ次条ノ許可ヲ受ケタルモノ」と定義されている。また、要綱においては、公益信託は次のように定義されている。「公益信託は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託であって、公益信託認可を受けたものをいうものとする^{*4}。」

2023年3月末時点における公益信託の受託件数は385件、信託財産554億円。その受託者のほとんどが信託銀行や信託業務を兼業する金融機関である。受託件数のピークは2003年の572件であり、信託財産の残高のピークは2001年の736.9億円で、ともに現在まで減少傾向にある^{*5}。一方、公益法人の数は、2022年12月現在で9,672法人であり、前年から32法人増加している^{*6}。

2 | 公益信託制度改革の内容

公益信託は、公益法人のような機関（理事会や評議員会（財団）、社員総会（社団）、

^{*2} 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法を指す。

^{*3} 「有識者会議」フォローアップ会合（2023年11月30日）資料1－2「制度改革のスケジュール（予定）」、資料2－3「新しい資本主義の実現に向けた公益法人・公益信託制度改革」。

^{*4} 要綱 第2「公益信託等の定義」1「公益信託の定義」

^{*5} 「公益信託の受託状況 令和5年3月末現在」（一般社団法人信託協会）

^{*6} 「令和4年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」～概要～」(令和5年12月19日 内閣府)

監事)が不要であり、比較的小規模の場合の社会貢献のツールとして大きな潜在的需要がある*7。

しかし、主務官庁ごとに許可や監督の基準が異なり、税制優遇*8を受けるためには特定公益信託としなければならないが、それには、信託財産は金銭に限られ、受託者が信託会社でなければならないなどの要件*9を満たし、主務大臣の証明を受ける必要がある。また、公益信託の場合、許可審査基準*10において信託報酬は「信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること」とされているため、実態として費用を超える可能性の低い信託報酬となっており、受託者が十分な信託報酬を得ることができないことも、公益信託の数が伸びない要因として挙げられる*11。

そこで、使いやすい制度とするため、要綱で挙げられている主な見直しのポイントは次である。

〈公益信託制度の見直しのポイント（要綱）〉

- ① 公益信託事務の拡大
- ② 公益信託の信託財産の拡大
- ③ 公益信託の受託者の拡大
- ④ 主務官庁制の廃止

① 公益信託事務の拡大

現行の公益信託では、許可審査基準により、その信託事務は、助成、奨学金の支給、もしくは物品の配布のような資金又は物品の給付に限定されていたが、要綱では、これに限定されず、「公益信託事務は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する別表各号（注）に掲げる種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」と定義された*12。

（注）別表各号に掲げる種類の信託事務とは、公益法人認定法の別表と同様に、次に掲げるものをいうものとする。

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする信託事務
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする信託事務
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする信託事務
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする信託事務
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする信託事務
- 6 公衆衛生の向上を目的とする信託事務
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする信託事務
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする信託事務

*7 前出*3資料2-3

*8 公益信託の存続中に委託者が死亡した場合、残余財産の帰属が明らかでない場合、相続人を帰属権利者とみなす（信託法182②）ことに準拠して、公益信託に関する権利は相続財産として扱われるが、特定公益信託の要件を満たす公益信託については、その信託に関する権利の価額は零として取り扱われる（相続税法基本通達9の2-6）。

*9 そのほか、次のような要件がある。

- ・信託終了の場合、信託財産が国もしくは地方公共団体又は類似の公益信託として継続するものであること
- ・信託財産の運用は、預貯金、国債等に限られるものであること
- ・信託管理人が指定されるものであること
- ・受託者が信託財産の処分を行う場合には、運営委員会の意見を聴かなければならないものであることなど

*10 「公益信託の引受け許可審査基準等について」（平成6年9月13日 公益法人等指導監督連絡会議決定）

*11 平成19年度内閣府委託調査「『豊かな公』を支える資金循環システムに関する実態調査 平成19年度調査結果（平成20年6月23日公表）」、吉谷晋「公益信託法改正への取組と課題」信託フォーラムvol18（2022年10月）

*12 要綱第2「公益信託等の定義」2「公益信託事務の定義」

託事務

- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を養うことを目的とする信託事務
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする信託事務
- 11 事故又は災害の防止を目的とする信託事務
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする信託事務
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする信託事務
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする信託事務
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする信託事務
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする信託事務
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする信託事務
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする信託事務
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする信託事務
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする信託事務
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする信託事務
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする信託事務

23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する信託事務として政令で定めるもの

② 公益信託の信託財産の拡大

現行の公益信託は、許可審査基準及び税法上の要件により、信託財産として受け入れることのできる資産は金銭に限られていたが、要綱では、信託財産は金銭に限定しないこととされた^{*13}。また、信託財産の運用について、現行の公益信託の信託財産の運用対象は、税制優遇（特定公益信託、認定特定公益信託）を受けするため、預貯金・公社債、指定金銭信託受益権などに限定されていたが、要綱では「信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれないものであること。ただし、当該財産が信託財産に含まれることによって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容するものとする。^{*14}」とされ、このように公益法人認定法第5条（公益認定の基準）第15号と同様の内容となり、公益法人が株式等で運用できると同様に限定されないこととされた。

③ 公益信託の受託者の拡大

受託者は、要綱では、「公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものでなければならぬもの^{*15}」とされ、信託会社に限定されないこととされた。

④ 主務官庁による許可・監督制の廃止

*13 要綱第9「公益信託認可の基準」3「公益信託の信託財産に関する基準」(1)

*14 要綱第9「公益信託認可の基準」3「公益信託の信託財産に関する基準」(3)

*15 要綱第4「公益信託の受託者」1「公益信託の受託者の資格」(1)

要綱では、主務官庁による許可監督制を廃止し、民間有識者による合議制の機関の意見に基づき特定の行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が公益信託を認可することとされた*16。

「有識者会議」フォローアップ会合の資料では、上記要綱の内容を受け、「公益信託ニ関スル法律」の改正として、金銭の信託以外の信託も税制優遇（公益信託認可と連動した税制優遇）の対象とすることとされた*17。

3 公益信託制度改革に伴う税制改正

(1) 公益信託制度改革に伴う税制改正

公益法人と社会的に同様の機能を営む公益信託制度については、公益法人制度と共通の枠組みとする方向で検討が進められており、全ての公益信託について、公益法人と同等の税制上の措置が講じられることが予定されている。次に掲げる措置を取ることが、令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）に盛り込まれ、それを受けて2024年通常国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」にも盛り込まれた。

(2) 所得税・相続税

〈信託財産抛出時〉

- ① 委託者が有する資産を信託した場合、又は公益信託の受託者（個人に限る。）に対する贈与等により居住者が有する資産の移転があった場合には、当該委託者又は居住者にみなし譲渡所得課税（所法

59①）を適用し、譲渡所得等の非課税措置（措法40）の適用対象となる公益法人等に公益信託の受託者（非居住者及び外国法人に該当するものを除く。）を加える。

- ② 公益信託の信託財産とするために支出した一定の寄附金については、（特定公益増進法人に対する寄附と同様に）寄附金控除（所得税）の対象とする。
- ③ 公益信託の信託財産とするために相続財産を抛出した場合には、相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税制度（措法70）の対象とする。

〈公益法人が解散又は公益認定取消しの場合〉

- 公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置（措法40）を受けている場合に、その公益法人が解散する場合、又は公益認定の取消しの処分を受けたときに、当該措置の継続適用に係る非課税承認を受けた財産の移転先として、公益信託の受託者を加える。

〈信託期間中〉

- 公益信託の信託財産につき生ずる所得については、所得税を課さない。

(3) 法人税

〈信託財産抛出時〉

- 公益信託の信託財産とするために支出した一定の寄附金については、（特定公益増進法人に対する寄附と同様に）別枠の損金算入限度額の対象とする。

〈信託期間中〉

- 公益信託の信託財産に帰せられる収益

*16 要綱第7「行政庁」、前出*3資料2-2「公益信託に関する法律案（仮称）の【イメージ】」

*17 前出*3資料2-3「新しい資本主義の実現に向けた公益法人・公益信託制度改革」

及び費用については、委託者及び受託者の段階で法人税を課さない。

4 今後の影響の考察

(1) 公益信託の利用の活性化

イ 信託財産・運用財産の拡大

従来の公益信託では、信託財産が金銭に限られていたため、信託財産を取り崩して公益活動に費消していたが、今回の制度改革により、信託財産が金銭に限定されず、運用についても、預貯金や国債等に限定されなくなることから、信託財産である有価証券の運用益や不動産の賃貸収入により公益活動を行うことが可能となった。そのため、公益信託の継続性が高まり、半永久的に存続することも可能となる。

ロ 信託報酬の見直し

信託財産が有価証券や不動産になると、その管理に金銭より手間がかかるようになることから、信託報酬についても見直しが行われる可能性がある。これまで、公益信託に係る信託報酬は低く抑えられていたが、要綱では、信託報酬について「主務省令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準（額又は算定方法）が定められていること」とされ、これについて、信託銀行・信託会社が営利事業として公益信託を引き受けることができるようになるといえる、との指摘がある^{*18}。

ハ 委託者の権限

公益法人に財産を拠出した場合、所有者としての一切の権利義務は公益法人に移る。

これに対し、信託の場合、委託者が信託財産として財産を拠出すると、財産の所有権は受託者に移転するが、委託者は信託の当事者として一定の権利を有している。要綱の第6「公益信託の委託者」1「公益信託の委託者の権限」では「公益信託の委託者の権限は、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様とした上で、信託行為^{*19}により制限できるものとする。」とされており、公益信託の委託者にも一定の権限があることが明らかにされている。例えば、要綱第13「公益信託の受託者の辞任・解任、新受託者の選任」2「公益信託の受託者の解任」では、「委託者及び信託管理人は、正当な理由があるときは、その合意により、受託者を解任することができるものとする。」とされている。

公益法人の場合も財産拠出者が理事等に就くことにより一定の影響を及ぼすことは可能（どころか業務執行権限を有することも可能）であるが、理事等への就任は、法人の機関^{*20}決議で決定されるので、就けない可能性もある。一方、公益信託の委託者が権限を有することは法定されており、その権限を信託行為で制限することができるものの、委託者は信託行為の当事者であるため、一定の権限を保持することが可能である点が異なる。

^{*18} 前出^{*11}

^{*19} 信託行為とは、信託を設定する行為のことであり、信託法第2条第2項では、次のように定められている。「この法律において「信託行為」とは、次の各号に掲げる信託の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。一 次条第一号に掲げる方法（信託契約の締結：筆者注）による信託 同号の信託契約、二 次条第二号に掲げる方法（遺言：筆者注）による信託 同号の遺言、三 次条第三号に掲げる方法（書面又は電磁的記録による意思表示：筆者注）による信託 同号の書面又は電磁的記録（同号に規定する電磁的記録をいう。）によってする意思表示

^{*20} 財団法人は評議員会が、社団法人は社員総会が役員（理事及び監事）の選解任の権限を有している。

財産を公益活動に拠出しようとする者が、拠出したあとも一定の権限を有したいと考えた場合、公益法人ではなく、公益信託を選択することもあるかと思われる。

二 公益法人からの移行

公益信託制度改革と併せて行われる公益法人制度改革においては、収支相償や遊休財産規制の見直しという財務規律の柔軟化・明確化がなされる一方、法人運営の透明性向上やガバナンス強化の措置も講じられることが予定されている。そうすると、これらに伴う事務負担の増加に対応できない、又は負担が過大と感じる公益法人については、公益信託への移行を検討するところも出てくることが想定される^{*21}。

公益法人は、自前で理事会や評議員会（社員総会）を運営しなければならない。一方、公益信託においては、信託管理人が必置とされる^{*22}ものの、その運営は受託者が担う点や、受託者として信託銀行等それを業とする大手企業が存在する点が、公益法人とは大きく異なる。制度改革が行われ公益信託が使いやすくなるとともに、□で指摘した信託報酬の見直しを進めば、これまで以上に公益信託制度の利用が進むと考えられる。

(2) 課題

非上場会社の個人株主が、保有している非上場株式を信託財産として公益信託に拠出した場合における同族株主の判定は、ど

のようになるのであろうか。財産評価基本通達には、明確な定めはない。公益法人に非上場会社の個人株主が保有している非上場株式を拠出した場合には、株主としての一切の権利義務は公益法人に移り、基本的には、公益法人は独立した一株主として扱われることになる。信託の場合、会社法上の議決権は受託者に帰属するが、議決権の指図権が委託者にある場合には、当該指図権者が議決権を有するとみなして判定することに合理性があると考えられる。

信託はその設計が自由であることから、統一的な基準を設けることは難しいのかもしれない。これまでの公益信託では、株式で運用されることがなかったため、これが問題とされることはなかったが、今後はこのようなケースが増えてくることが想定され、公益信託制度の改正後は、非上場株式を信託財産として拠出した場合における同族株主の判定の判断基準の整理が必要になると考える。



小松原 稔通
(こまつばら・としみつ)

野村資産承継研究所
主任研究員

- ◆経歴 不動産会社勤務、大原簿記学校税理士講座専任講師、会計事務所勤務を経て現職。税理士
- ◆現職 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員

^{*21} 財団法人から公益信託に移行した事例として、平成13年（2001年）に設定された公益信託「澁澤民族学振興基金」は財団法人「民族学振興会」がその前身である（同基金HPより）。「財政難のため運営が容易な公益信託に変更」されたと推測される（雨宮孝子「公益信託の活用性」信託フォーラムvol18（2022年10月）。また「有識者会議」の「最終報告（案）」に関する意見の中にも、公益法人から公益信託にスムーズに移行できる仕組みを作ってほしいという意見があった（新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告（案）」に関する意見募集結果について（令和5年6月5日 内閣府大臣官房公益法行政担当室）。

^{*22} 要綱 第5「公益信託の信託管理人」1「公益信託における信託管理人の必置」